

Title	民事訴訟法九一条の構造・再考（三）
Author(s)	高原, 知明
Citation	阪大法学. 2022, 72(2), p. 123-138
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88615
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

民事訴訟法九一条の構造・再考(三)

高 原 知 明

はじめに

第一章 民事訴訟法九一条沿革

第一節 明治民法二二四條——当事者の承諾又はこれに代わる裁判長の許可

第二節 明治三六年草案

第三節 大正民法一五一条までの道程

第一款 出発点——明治三六年草案二五二條

第二款 起案会案——当事者の意思に関する文言の脱落及び考えられる理由

第三款 起草委員会案——「裁判長ノ許可」文言の脱落及びその経緯

第四款 民事訴訟法中改正法律(大正一五年法律第六一號)の成立等

第四節 昭和三年法律第一四九号による大正民法一五一条の改正等

第一款 改正の内容——当時の現行規定、改正案、改正後の溶け込み規定

第二款 立案担当者の説明

第三款 改正に至る経緯・素描

第四款 その後の形式的改正

- 第五節 民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）による同法九一条の規定
- 第六節 第一章の総括（以上、七一巻五号）
- 第二章 論点の整理——伝統的見解の構造を踏まえて
 - 第一節 本章での検討内容
 - 第二節 昭和三〇年前後における学説の大正民法一五一条の構造理解——兼子説と菊井・村松説
 - 第一款 兼子説の構造
 - 第二款 菊井・村松説の構造
 - 第三節 伝統的見解の問題点等
 - 第一款 制度趣旨の一元的理解自体の問題
 - 第二款 内在的原因による議論の欠落
 - 第三款 実質的問題——訴訟当事者等の利益の過少保護のおそれ
 - 第四款 訴訟記録の電子化に伴う訴訟記録閲覧権の事実上の縮減可能性
 - 第五款 類型的検討の必要（以上、七二巻一号）
 - 第四節 訴訟当事者からの閲覧請求があった場合
 - 第一款 「訴訟記録」の意義
 - 第二款 改正法九二条の二第一項等という「当事者」の意義
 - 第三款 電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義等
 - 第四款 改正法九一条の二第四項において準用する改正法九一条五項の解釈（以上、本号）
 - 第五款 利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があった場合
 - 第六款 訴訟当事者等以外の一般第三者からの閲覧請求があった場合
- 第三章 新たな構造理解に基づく訴訟記録閲覧等制度の提示等
むすびに代えて

第二章 論点の整理——伝統的見解の構造を踏まえて（承前）

第四節 訴訟当事者からの閲覧請求があった場合

第二〇八回国会に提出された民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法五四号）は、令和四年五月一八日に成立し、同月二五日に令和四年法律第四八号として公布された（以下この法律を「改正法」といい、改正後の民事訴訟法の改定を「改正法〇〇条」のように表記する。）。訴訟記録を、後述する「電磁的訴訟記録」と「非電磁的訴訟記録」とに分けることを前提に、民事訴訟法九一条（見出しを含む。）自体は、「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録」と改めるなどの形式的な改正にとどまっている（和解条項等に関して新設された改正法九一条二項後段については、本稿では取り上げない。）。電磁的訴訟記録に関し、その閲覧等に関する改正法九一条の二の規定及び訴訟に関する事項の証明に関する改正法九一条の三の規定を新設することが盛り込まれている。以下、各規定を掲げる。

（電磁的訴訟記録の閲覧等）

第九十一条の二 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録（訴訟記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項、次条並びに第九十九条の三第二項第二号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（第三百三十二条の七及び第三百三十三条の二第五項において「ファイル記録事項」という。）に係る部分をいう。以下同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第二項及び第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

（訴訟に関する事項の証明）

第九十一条の三 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により

当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

本節では、改正法九一条の二の規定及び改正法九一条の三の規定を検討素材として論点を整理していくこととしたい。その整理結果のほとんどは、九一条の解釈論にもそのまま妥当するからである。なお、改正法九一条の二第4項において準用する改正法九一条後段についても、本稿では取り上げない。

第一款 「訴訟記録」の意義

改正法が施行されると、「訴訟記録」は「非電磁的訴訟記録」と「電磁的訴訟記録」とに分かれることになる。いかなる書面が訴訟記録を構成すべきかについては、改正法の施行前後を通じて明文の規定はないことに注意が必要である。

西村によれば、「裁判所がその事件において作成した各種の調書（受託裁判官による証拠調手続の調書や証拠保全手続の調書を含む）、調書の一部として引用した書面（大正民法）一四五）、裁判の原文又は正本、送達吏〔現行法下では執行官〕の作成した送達報告書や当事者から提出された訴状その他の申立書、準備書面、書証の写等が訴訟記録の一部を構成」し、「その事件において取寄せられた他の事件の記録……も当該事件の記録とともに保管されている限りではその一部として取扱われる」。「裁判所からの調査の囑託に応じて提出された官公署その他

の団体の報告書（大正民法）二六二）も、記録の一部となる⁽⁸¹⁾。その根拠は、民事訴訟法九一条一項、二項と同様に「いわゆる当事者公開を保障する趣旨」から導かれるものであり、「適切な訴訟追行、攻撃防御活動をするためには訴訟記録を閲覧等する必要」に基づくと解される⁽⁸²⁾。この解釈にはおおむね異論がないと思われる。

ところで、現行民事訴訟法の下では、当事者が弁護士を依頼した事案では、期日調書の謄写請求（九一条三項）によることがほとんどである。自己が裁判所に提出した主張書面や書証の写しの内容は当然控えを残しているであろうし、相手方当事者が裁判所に提出した主張書面や書証の写しも、当該相手方当事者から直接又は裁判所の送達を通じて受領し、手元にあることが予定されているからである。

もつとも、訴訟記録の電子化後は、紙媒体の一件記録を手元に持たず、必要に応じて裁判所管理サーバに接続して、必要な電磁的訴訟記録に係る情報にアクセスするという、クラウド管理というべき新たな弁護士実務が相当程度普及していくことが予想される。その潮流の中では、現行法の実務とは異なり、当事者（とりわけ訴訟代理人弁護士）において、電磁的訴訟記録の「閲覧」が、今後大量に行われることとなる可能性を織り込んでおく必要がある。この点は、後記第三款での論点整理とも関連すると思われる。

第二款 改正法九二条の二第一項等という「当事者」の意義

民事訴訟法上、「当事者」の意義は場面ごとに多義的に用いられているといわれる。例えば、通説によれば、裁判官の除斥事由に関する民事訴訟法二三条一号から三号まで及び五号という「当事者」は広義に解され、補助参加人や訴訟担当の場合の利益帰属主体をも広く含むことが承認されてきた。

それでは、電磁的訴訟記録の閲覧等の場面に関する「当事者」はどの範囲か。通説を前提とする限り、このよう

な問題も、現行法の下で存在しているはずである。

民事訴訟法九二条が新設された際の議論では、立案担当者において、「当事者」には「従たる当事者である補助参加人を含む」とし⁽⁸³⁾、通常共同訴訟における共同訴訟人も、証拠共通の原則との関係で含めざるを得ない旨の発言をしたことがあったものの⁽⁸⁴⁾、これらに対する実務や学説からの明確な応答がないまま、今日に至っているように見受けられる。訴訟記録の閲覧等又はその制限の場面における「当事者」概念は、閲覧等制限決定や秘匿決定の有無にかかわらず、訴訟記録の「閲覧」等を許すべき者の範囲を画定する基準となるものである。本来はその範囲が明確化されていなければならない事項であるはずなのに、意識的な議論すらほとんどされないまま今日に至っている状況にあることを、改めて認識する必要があると考える⁽⁸⁵⁾。もともと、筆者自身も、本稿執筆時点では、問題の所在を指摘することを超えて、試論として一定の見解を提示することが可能な段階には至っていないことを告白せざるを得ない。この点は、今後の課題として検討を続けることとしたい(改正法四五条五項として補助参加人を当事者とみなす旨の規定が加えられるなどしたことは、議論の整理を難しくしている)。

第三款 電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義等

改正法九一条の二第一項は、電磁的訴訟記録の「閲覧」の請求について規定する。非電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義は、紙媒体に記載された内容を閲覧するという国語の意味から離れないように思われるが、電磁的訴訟記録の「閲覧」の意義は、非電磁的訴訟記録の「閲覧」とはおおのずと異なってくるのではないか。

すなわち、電磁的訴訟記録をインターネット経由で裁判所内外の端末で視聴するということには、裁判所管理下のサーバに保存された電磁的訴訟記録に係る情報を、インターネット経由で自己の端末に少なくとも一時的に取得

し、ウェブブラウザやアプリケーションソフトを用いてその取得した情報をファイル形式に応じて視聴可能な形に変換する処理を実行して、上記端末で視聴可能な状態に置く、という複数の情報処理過程を含んでいる。そうすると、現行法における実務下では当事者であっても許されていないものとして運用されていると承知している訴訟記録に含まれる媒体中の映像情報や音声情報を内容とするデータ（以下「映像等データ」という。）の視聴が、その「複製」を媒介とせずに、電磁的訴訟記録の「閲覧」の枠組みの中で可能となる余地が出てきているように思われる。積極的に評価する考え方、問題視する考え方の双方があり得よう。⁽⁸⁶⁾この点は、利害関係の存在を主張する第三者からの閲覧請求があつた場合（第五節）、訴訟当事者等以外の一般第三者からの閲覧請求があつた場合（第六節）において問題がより顕在化すると思われるので、本節では問題点の指摘にとどめ、各箇所において必要に応じて触れる。

第四款 改正法九一条の二第四項において準用する改正法九一条五項の解釈

改正法九一条の二第四項は、「前条〔改正法九一条〕第二項及び第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。」と規定している。民事訴訟法九一条五項は、非電磁的訴訟記録の閲覧等の請求は「訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるとき」は、することができないと規定していた。改正法施行後においても、その実質は変わらない。

ところで、第二章において、昭和三〇年前後における兼子説と菊井・村松説との対立の状況を検討した。現在では、兼子『条解』の後継書を含めた注釈書のレベルでも、この議論は一見すると後説で確定したように見える。しかし、第一章で検討してきた民事訴訟法九一条の沿革論に照らすと、伝統的見解のような限定解釈は、理論的にも、

実践的にも、決して盤石なものとはいえない。兼子説は現在でも解釈論として成り立ち得ると思われるし、裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案（五訂版）』八七頁の（注二）も、事件担当書記官が申請を拒絶できる場合として「貼用すべき印紙の貼用がない場合、利害関係の疎明を要する者について疎明がない場合、事件記録等の保存又は裁判所の執務に支障がある場合（事件記録の整理中、判決起案中など）等が考えられる」といい、「等」を含む二箇所の傍点は筆者が付したものである。）、一定の含みを残している。そして、現行法下の運用として全国各地の裁判所で実施されてきたいわゆる秘匿処理は、改正法において、「第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿」という一章を新設し、改正法一三三條から一三三條の四の規定を置くこととして法的根拠を明確化することを通じて、発展的に引き継がれているものであり、改正法の要点の一つとして位置付けられている。⁽⁸⁷⁾ 改正法第一条による民事訴訟法の一部改正における関係部分の改正文（いわゆる改める文）を挙げる。

第三百三十四條を第三百三十四條の二とし、第三百三十三條を第三百三十四條とし、第一編第七章の次に次の一章を加える。

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第三百三十三條 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ

申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

（秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第三百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第

一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。) 中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(次項において「秘匿事項記載部分」という。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限定することができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(送達をすべき場所等の調査囑託があつた場合における閲覧等の制限の特則)

第百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を囑託した場合において、当該囑託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を囑託した場合についても、同様とする。

(秘匿決定の取消し等)

第三百三十三条の四「秘匿決定、第三百三十三条の第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三条の第二項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 秘匿決定又は第三百三十三条の第二項の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る秘匿対象者

二 前条の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る当事者又は法定代理人

5 第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のた

めに利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

この秘匿制度の骨格は、一般第三者との関係では、①申立て等をする者又はその法定代理人（秘匿対象者）の住所等又は氏名等その他一定の事項を記載した書面⇨秘匿事項届出書面につき、秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面の閲覧等ができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限定する旨の裁判をする（裁量の余地はない）。②秘匿決定があった場合においては、裁判所は、訴訟記録中に秘匿事項又はこれを推知させる事項が記載等された秘匿事項記載部分の閲覧等を秘匿対象者に限定する旨の裁判をすることができる（一定の裁量があるものと解される）。③秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てと同様の暫定効、申立人の即時抗告権及び第三者による秘匿決定の取消しの申立権を付与するというものであり、これらの点において、民事訴訟法九二条と重なる部分はあるもの、民事訴訟法九一条一項、二項及び五項の特則と理解できる。また、訴訟の相手方当事者等との関係では、④秘匿決定があった場合には、当該訴訟の相手方当事者等であっても、秘匿決定等に係る秘匿対象者でない限りは秘匿事項記載部分の閲覧等を制限されることがあり、秘匿事項届出書面の閲覧等は制限される（裁量については前記②と同様）。⑤秘匿決定等に係る者以外の「当事者」は、第三者と同様に秘匿決定の取消しを申し立てることができるほか、秘匿決定を前提として、訴訟記録等の存する裁判所の許可を要件とした秘匿事項届出書面や秘匿事項記載部分等の閲覧等を請求することができるというものであり、これらの点において、民事訴訟法九一条各項の特則と理解できる。

筆者は、第一章において、第三者からの閲覧請求があった場合を念頭に、「受訴裁判所（裁判長）の実質的な判断を前提として、民事訴訟法九一条一項を根拠に、訴訟当事者のプライバシー……保護のために裁判所書記官が第

三者からの訴訟記録閲覧請求……の一部を拒絶する余地が理論的に残されている」ことを示した。筆者の理解するところによれば、前記②や⑤の新設規定は、明治民訴法二二四条や大正民訴法一五一条の系譜に連なる民事訴訟法九一条の沿革を踏まえた構造理解が、今次の改正法において、ごく部分的にはあるが、実定化されたとみることとなる。

以上のとおり、伝統的見解における民事訴訟法九一条五項の限定解釈は、現行法の下でも貫徹されてきたわけではなかったこと、改正法においても、裁判所書記官の申出拒絶処分をやや拡張的に運用してきた実務を踏まえた条文が新設されている現状にあることの二点を確認しておく必要がある。特に、改正法一三三条の四第二項以下の条文は、訴訟記録の当事者公開の場面であっても、一定範囲での制約があり得ることを正面から立法的に承認したものであることは注目に値する⁽⁸⁹⁾。

訴訟当事者の一方からの閲覧請求があった場合は、当事者の一方の私生活の平穏と、当事者公開原則を背景とした他の当事者の訴訟記録へアクセスする利益との衡量が求められる場面である⁽⁹⁰⁾。当事者公開の制約自体の可否は今後もおそらく議論され続けるのであるが、筆者としては、新設された条文において示された要件立てが上記衡量の基準として明確であって、かつ、当事者双方の利益が適切に考慮されたものであるかという観点から議論を積み重ねていくことがより重要なことと考えている⁽⁹¹⁾。

(81) もっとも、「外觀上訴訟記録に編綴されその一部をなすがごとく見える場合であっても、留置の必要がなくなれば所有権者に返還すべきもの」は、訴訟記録に属しないものと解されている。高松高決昭和五四年四月四日訟務月報三〇巻九号一六八一頁が広く知られている。

- (82) 前掲注(51)『条解民事訴訟法(第2版)』三七九頁(高田裕成)。
- (83) ジュリスト増刊『研究会 新民事訴訟法』(有斐閣、平成九年)一〇〇頁(柳田幸三発言)。
- (84) 前掲注(83)一〇一頁(柳田幸三発言)。
- (85) 民事訴訟法九二条の新設段階では、本文で紹介したもののほか、独立当事者参加を申し出た者、会社の従業員、弁護士事務所の事務員等について、当事者としての閲覧の可否が議論されていたことがうかがわれる。
- (86) 「フェーズ一」におけるMicrosoft Teamsを基盤とした全国の裁判所における運用を前提とすると、裁判所書記官において映像等データへのアクセスを積極的に制限しない限り、映像等データをクラウド上で視聴することが可能である。民事訴訟法一三二条の十及び民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則(令和四年最高裁判所規則第一号)を前提に令和四年五月頃から運用を開始し、段階的に拡大していく予定とされるシステムでは、「当事者」が裁判所管理サーバ内に保管中の電子データ(現行法の下では訴訟記録ではないと整理されている。)に保管中のコンテンツを「閲覧」し、又はダウンロードすることができるといふ。橋爪信ほか「民事裁判書類電子提出システム(mints)の運用開始について」NBL二二二二二号(令和四年)四頁。
- (87) 民事訴訟法九二条に基づく閲覧等制限決定の仕組みを前提とするならば、「秘匿決定(等)」により、申立権者を「当事者」に限る旨の裁判に裁判所書記官が拘束されることとなり、「当事者」以外の第三者による訴訟記録(非電磁的訴訟記録、電磁的訴訟記録の双方)閲覧の申立ては、申立適格を欠く不適法なものとして却下処分をすべきものであるという整理が考えられる。閲覧等制限決定の効力は事柄の性質上一般第三者に効力が及ぶという理論的整理も不可能ではないように見えるが、そのような整理に今まで接したことはない。いずれにせよ、秘匿決定がされた事案における訴訟記録の閲覧申出に対して裁判所書記官がどのような処分をすべきかの解答に当たっては、「当事者」とは誰かという問いに対する一定の解答を用意することが前提となることは、改めて確認しておく必要がある。
- (88) 古川禎久法務大臣は、令和四年三月二三日の衆議院法務委員会において、法案の提案理由説明における要点第一点の中で、「犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図る観点から、民事訴訟手続等において、当事者等となった犯罪被害者等の住所や氏名を相手方当事者に秘匿する制度を設けることとし」た旨言及している。
- (89) 令和四年三月二五日に実施された第二〇八回国会衆議院法務委員会での参考人質疑において、法制審議会民事訴訟法

(IT化関係) 部会の部長を務めた山本和彦教授は、参考人として、次の意見を述べている。「近時の民事訴訟に求められるニーズとしては、当事者のプライバシーや個人情報に対する意識の高まりを反映して、秘密保護の充実という点も求められております」。「これに応えるものとして、今回、当事者の住所、氏名等の秘匿制度が導入されております。これは、DV被害者や性犯罪の被害者等が相手方当事者に自己の住所や氏名を知られることよって社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるようなときは、これらの情報を秘匿しながら訴訟を進行する道を開くことでこのようなニーズに應えるものであります」。「ただ、他方で、このような手続は相手方の手続保障等のバランスには慎重な配慮を要するため、かなり複雑、精緻な手続が設けられています」。第二〇八回国会衆議院法務委員会議事録第七号二頁。参考人質疑における第三者閲覧との関係での山本和彦教授の発言等は、関連する箇所で別途紹介する。

(90) 本文の論述は、訴訟当事者の一方と他の一方との間での利益衡量を必要とすることに焦点を当てている。各訴訟当事者の利益の把握について、必ずしも本文記載以外の理解を否定する趣旨を含んだものではない。例えば、申立人側について、本文とは異なり、訴訟制度を利用する障害をできる限り除去するという司法政策的側面に焦点を当てる説明もあり得る。相手方当事者について、本文とは異なり、より個人的法益に還元した説明もあり得る。対抗利益をどのようなものとして認識するかは、具体的衡量の在り方にも影響を及ぼす難しい問題である。

(91) 筆者としては、改正法一三三條の四の第二項以下の条文の要件は、多義的で、しばしば結論とは直接結びつかない「秘密」性を鍵概念とする民事訴訟法九二條一項一号の要件よりは合理的なものであると考えている。この点は、拙稿「民事訴訟記録の閲覧等制限決定の理論と実務」判例タイムズ一四九七号掲載予定において論じているので、併せて参照されたい。前掲注(89)で紹介した山本和彦教授の発言も、被害者等の住所や氏名を「秘密」の一類型とは捉えていないようにも読める。